

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8324:2023

規格名：蛍光灯ソケット及びスタータソケット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条4	箇条 4 一般要求事項 ソケットは、通常の使用において確実に機能し、かつ、人及び周囲に危険を与えない設計及び構造でなければならない。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	箇条 10 10.1 10.2 10.4 10.5 箇条 11 11.2	箇条 10 端子 10.1 ソケットは、次の接続方法の一つ以上をもたなければならない。 － ねじ締め式端子 － ねじなし端子 － 平形差込み端子、又は丸形差込み端子 等 10.2 ねじ締め式端子、ねじなし端子、平形差込み端子又は丸形差込み端子は、規定の規格に適合しなければならない。 10.4 全ての端子は、電線を容易に取り付けることが可能でなければならない。 10.5 口出し線（端末線）は、はんだ付け、溶接、かしめ又はこれらと同等以上の特性をもつ方法によって、ソケットに接続しなければならない。 箇条 11 構造 11.2 ソケットは、ランプ又はスタータを容易に着脱でき、かつ、振動又は温度変化で緩まない構造でなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8324:2023

規格名：蛍光灯ソケット及びスタータソケット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				11.3	ない。 ソケットの固定部は、回転してはならない。 11.3 ソケットは、十分な接触力を備えていなければならない。	
				箇条 16	箇条 16 ねじ、導電部及び接続	
				16.2	16.2 スペーススレッドねじは、通電部を直接互いに接触させて締め付けて、適切なロック手段を設ける場合を除き、通電部の接続に使用してはならない。	
				16.3	16.3 絶縁材料のめねじに対して締め付けるねじの場合、ねじ山の長さは、公称ねじ径の 1/3 の値に 3mm を加えた値以上でなければならない。	
				16.4	16.4 電氣的接続部は、接触圧力がセラミック以外の絶縁材料を通して伝達されないような構造でなければならない。	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条 16 16.5	箇条16 ねじ、導電部及び接続 16.5 機械的な接続だけでなく電氣的な接続としても使用するねじ及びリベットは、緩まないように固定しなければならない。	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性	■該当 □非該当	箇条 8 8.1	箇条8 表示 8.1 ソケットには、製造業者名、形式番号、定格電圧、定格電流等を表示しなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8324:2023

規格名：蛍光灯ソケット及びスタータソケット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。		8.2	8.2 次の情報は、製造業者のカatalog又はこれに類するものに記載しなければならない。 ー規定の試験でのソケットの背面温度 ー規定の試験でのソケットのねじなし端子の温度 ーソケット端子に適する導体断面積 等	
				8.3	8.3 直管両口金の蛍光ランプ用である一対の蛍光灯ソケットに対して、正確な取付け及び動作を保証するために、製造業者又は責任のある販売業者による取扱説明書には、次の事項を記載しなければならない。 ー取付方法 ー取付間隔及び許容差、又は参照するデータシート 等	
				8.4	8.4 記号を用いて表示する場合は、規定の記号を使用しなければならない。	
				箇条10	箇条10 端子	
				10.3	10.3 照明器具又はその他の追加外郭類に組み込むための、専用に設計した蛍光灯ソケットの場合、規定の導体断面積範囲以外のものを認めるが、その場合、製造業者は、端子が対象とする導体断面積を明記しなければならない。	
				箇条11	箇条11 構造	
				11.2	11.2 ランプが装着されていない状態での蛍光灯ソケット	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8324:2023

規格名：蛍光灯ソケット及びスタータソケット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				11.5	GX5の最大取付間隔の情報は、製造業者又は責任ある販売業者の取扱説明書などに示さなければならない。 11.5 製造業者の取扱説明書には、ソケットの正確な取付けに必要な情報を記載しなければならない。	
第 四 条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	■該当 □非該当	箇条 14 14A 箇条 19 19.2	箇条14 耐久性 ソケットは、長期間の通常使用においても、この規格への適合性を損なうような、電氣的又は機械的な故障を防ぐ構造でなければならない。絶縁部分は熱、振動などによる異常がなく、接続部分は緩んではならない。 14A インターロック接点の性能 インターロック接点の性能は、開閉試験後、異常があつてはならない。 箇条19 過度の残留応力（自然割れ）及びさびに対する抵抗力 19.2 鉄の部分は、ソケットに危険を生じさせるようなさびが生じないように、適切に保護しなければならない。	
第 五 条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 □非該当	箇条 12 12.1 12.2	箇条12 じんあい及び水気の侵入に対する保護 12.1 IP 保護等級の表示があるソケットの場合、外郭は、組立後のソケットの分類に従って、じんあい及び水気の侵入に対する保護等級を備えていなければならない。 12.2 ソケットは、耐湿性をもたなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8324:2023

規格名：蛍光灯ソケット及びスタータソケット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 六 条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	■該当 □非該当	箇条 11 11.1 箇条 16 16.6 箇条 18 18.2 18.6	箇条11 構造 11.1 木材、綿、絹、紙及びこれらと類似の吸湿材料は、適切に含浸した場合を除き、絶縁体として認めない。 箇条16 ねじ、導電部及び接続 16.6 通電部は、銅、50 %以上の銅を含む合金又はこれらと同等以上の特性をもつ材料でなければならない。 箇条18 耐熱、耐火性及び耐トラッキング性 18.2 感電保護のための外郭及び絶縁材料製の外部部品、並びに充電部を所定の位置に保持する絶縁材料の部品は、ボールプレッシャ試験に適合しなければならない。 18.6 普通形以外のソケットの場合、充電部を所定の位置に保持する絶縁部品は、適切な耐トラッキング性をもたなければならない。	
第 七 条 第 1 号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	■該当 □非該当	箇条 9 9.1 9.2	箇条9 感電に対する保護 9.1 照明器具に組み込むか又は取り付けしたソケットを、通常の使用状態に配線し、適合するランプ及び／又はスタータを取り付けた状態で、その充電部が可触とならない構造でなければならない。 9.2 ソケットは、通常の使用状態に取り付けた状態、ランプ及びスタータを取り除いた状態、並びにランプ又はスタータの装着・交換時の状態いずれにおいても感電に	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8324:2023

規格名：蛍光灯ソケット及びスタータソケット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				9.3	対する保護をしなければならない。 9.3 感電に対する保護のための部品は、適切な機械的強度をもち、通常の使用状態で緩んではならない。また、それらの部品は、手で取り外すことができてはならない。	
				9.4	9.4 取り付け後に容易に手が触れるソケットの外側の部分は、絶縁材料製であるか又は導電性の材質の場合、ソケットの充電部から適切に絶縁しなければならない。	
第七 条 第2 号	感電に対する 保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	箇条4	箇条4 一般要求事項 ソケットは、通常の使用において確実に機能し、かつ、人及び周囲に危険を与えない設計及び構造でなければならない。	
第八 条	絶縁性能の保 持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	■該当 □非該当	箇条13 13.1 箇条17	箇条13 絶縁抵抗及び耐電圧 13.1 絶縁抵抗及び耐電圧は、ソケットの次の箇所において、適切でなければならない。 ー 異極充電部間 ー 充電部と取付ねじを含む外部金属部との間 箇条17 沿面距離及び空間距離 沿面距離及び空間距離は、規定の値以上でなければならない。	
第九 条	火災の危険源	電気用品には、発火によって人体に危害を	■該当	箇条18	箇条18 耐熱、耐火性及び耐トラッキング性	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8324:2023

規格名：蛍光灯ソケット及びスタータソケット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	からの保護	及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	☐ 非該当	18.1 18.3	18.1 ソケットは、十分な耐熱性をもたなければならない。 18.3 感電保護のための絶縁材料製の外側部品、及び充電部を所定の位置に保持する絶縁材料部品は、耐火性及び耐着火性をもたなければならない。	
第 十 条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条4	箇条 4 一般要求事項 ソケットは、通常の使用において確実に機能し、かつ、人及び周囲に危険を与えない設計及び構造でなければならない。	
第 十 一 条 第 1 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条 10 10.4 10.6	箇条10 端子 10.4 端子にカバーがある場合は、そのカバーによって電線をきずつけることなく、取り付けることが可能でなければならない。 10.6 ヒンジ付き蛍光灯ソケットは、配線をきずつけない構造でなければならない。	
第 十 一 条 第 2 項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条 9 9.3 箇条 10 10.5	箇条9 感電に対する保護 9.3 感電に対する保護のための部品は、適切な機械的強度をもち、通常の使用状態で緩んではならない。 箇条10 端子 10.5 口出し線は、はんだ付け、溶接、かしめ又はこれら	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8324:2023

規格名：蛍光灯ソケット及びスタータソケット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		とする。		箇条 15 15.1 箇条 16 16.1	と同等以上の特性をもつ方法によって、ソケットに接続しなければならない。 箇条15 機械的強度 15.1 ソケットは、十分な機械的強度がなければならない。 箇条16 ねじ、導電部及び接続 16.1 破損によって、ソケットの安全性を損なうおそれのあるねじ及び機械的接続部は、通常の使用状態で生じる機械的応力に耐えなければならない。	
第 十 二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	当該製品は、一般的に人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれのある化学物質の流出、又は溶出がないため、非該当が妥当と考える。
第 十 三 条	電気用品から発せられる電	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	当該製品は、一般的に人体に危

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8324:2023

規格名：蛍光灯ソケット及びスタータソケット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	磁波による危害の防止	置されているものとする。				害を及ぼすおそれのある電磁波が外部に発生しないため、非該当が妥当と考える。
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条4	箇条4 一般要求事項 ソケットは、通常使用において確実に機能し、かつ、人及び周囲に危険を与えない設計及び構造でなければならない。	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	当該製品は、一般的に始動の機能はないため、非該当が妥当と考える。
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	当該製品は、一般的に再始動の機能はないため、非該当が妥当と考える。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8324:2023

規格名：蛍光灯ソケット及びスタータソケット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	当該製品は、一般的に停止の機能はないため、非該当が妥当と考える。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条10 10.3 10.5	箇条10 端子 10.3 JIS C 8105-1の第14章及び第15章の中で規定していない限り、器具内用ソケットの端子は、導体断面積0.5 mm ² ～1.0 mm ² 、独立形ソケットの端子は、導体断面積1.0 mm ² ～1.5 mm ² の導体を接続可能なものでなければならない。 10.5 口出し線は、絶縁した導体で、導体断面積は、0.75 mm ² 以上でなければならない。	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	当該製品は、一般的に電磁的妨害による誤動作により、安全機能に障害が生じることはないため、非該当が妥当と考える。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8324:2023

規格名：蛍光灯ソケット及びスタータソケット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 十 八 条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	—	—	当該製品は、一般的に雑音を発生する要因を持っていないため、非該当が妥当と考える。
第 十 九 条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	■該当 □非該当	箇条8 8.5 8.6	箇条8 表示 8.5 表示は、適切な位置に付けなければならない。 8.6 表示は、耐久性があり容易に読めなければならない。	
第 二 十 条 第 1 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。	□該当 ■非該当	—	—	扇風機及び換気扇は、当該規格の適用範囲に含まれないため、非該当が妥当と考える。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8324:2023

規格名：蛍光灯ソケット及びスタータソケット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		(イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第 二 十 条 第 2 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	電気冷房機は、当該規格の適用範囲に含まれないため、非該当が妥当と考える。
第 二 十 条 第 3 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限る、産業用のものを除く。）機器本体の見	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	電気洗濯機及び電気脱水機は、当該規格の適用範囲に含まれな

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8324:2023

規格名：蛍光灯ソケット及びスタータソケット

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				いため、非該当が妥当と考える。
第 二 十 条 第 4 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	テレビジョン受信機は、当該規格の適用範囲に含まれないため、非該当が妥当と考える。